U　市町村立専門学校減免対象学生数のうち「非課税世帯：満額区分」の「在学生」の数

V　市町村立専門学校減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の「新入生」の数

W　市町村立専門学校減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の「在学生」の数

X　市町村立専門学校減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の「新入生」の数

Y　市町村立専門学校減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の「在学生」の数

2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B \times C \times 43.099}{A}$$

［略］

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、ｃ＝０のときは、1.000とする。）

算式

$$\frac{a \,/\, b \times 12}{795.866}$$

ａ／ｂ×12に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

3　市町村立の認定こども園に在籍する１号認定子どもの数（追加分）は、「子ども・子育て支援新制度における園児数等に係る調査について」（令和二年四月十日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付け、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡。以下「園児数等調査」という。）に基づいて内閣府に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「保育所型認定こども園（令和二年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和二年四月一日現在）」の「認定区分

2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数とする（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

算式

$$\frac{B \times C \times 34.783}{A}$$

［同左］

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、ｃ＝０のときは、1.000とする。）

算式

$$\frac{(a \,/\, 0.734 - b) \,/\, c \times 12}{623.827}$$

ａ／0.734に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（ａ／0.734－ｂ）／ｃ×12に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

3　市町村立の認定こども園に在籍する１号認定子どもの数（追加分）は、「子ども・子育て支援新制度における園児数等に係る調査について」（平成三十一年四月十五日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡。以下「園児数等調査」という。）に基づいて内閣府に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「保育所型認定こども園（平成三十一年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（平成三十一年四月一日現在）」の